

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

★保険料の全額・一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（1月から6月までに申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、四分之三、半額、四分の一の四段階があります。

全額免除の場合

毎月の保険料が全額免除され、受給資格期間としても数えられ、受給額へ反映されます。

しかし、全額納付した時の半額分しか受給額に反映されないため、年金受給額に不安を抱く方は追納制度をお勧めします。

	通常額	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成28年度月額保険料	16,260円	4,070円	8,130円	12,200円

★保険料免除の所得基準

免除区分は前年所得が以下の計算式で計算した範囲内の金額で分けられます。

- ・ 全額免除 $(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$
- ・ 4分の3免除 $78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$
- ・ 半額免除 $118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$
- ・ 4分の1免除 $158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$

※失業した場合も、雇用保険受給者資格証または雇用保険被保険者離職票等の写しと、申請書を提出することで保険料の納付免除となる場合があります。

★保険料の後払い（追納）制度

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて受給額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

- ・ 追納を行う場合は、申し込みが必要です。年金事務所で申し込みを行っていただき、納付書でお支払していただきます。
- ・ 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ・ 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

★保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

～詳しくは、稚内年金事務所（電話：0162-32-1941）または保健福祉課戸籍福祉グループ（電話：5-1115(内線166)・告知端末機：5-8813）にお問い合わせください。～